

# アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方向性

## (5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第33回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」については以下のような方向性としてはどうか。

### 第3期アルコール健康障害対策推進基本計画の方向性について（基本的施策への記載）

- 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール依存症のおそれのある者が医療機関等における治療や相談を受けにくいきっかけとなるよう取組を行うとともに、受講者自身の気付きのきっかけとなるように講習の内容等の見直しを進めることについて記載してはどうか。
- 刑事施設における、飲酒運転による受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施施設の拡大を踏まえ、刑事施設や保護観察所における指導の充実について検討することについて記載してはどうか。
- 飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育の機会等において、アルコール依存症のスクリーニングテスト等について積極的に広報を行うことで、アルコール依存症のおそれのある者やその家族の気付きのきっかけとなるような取組を進めることについて記載してはどうか。
- 飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながるよう、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の内容について周知することを記載してはどうか。
- 自動車運送事業における交通事故防止の観点から、事業用自動車におけるアルコール・インターロックの普及の促進について記載してはどうか。
- 飲酒運転防止条例の制定状況など含めた最新の取組事例を収集し、周知することについて記載してはどうか。